

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	上乙女地区	令和2年9月30日	令和5年3月22日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	96.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	<b>70.0ha</b>
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	<b>6.2ha</b>
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

上乙女地区については、認定農業者の法人、個人経営者が主に地域の担い手となっており、担い手については5年間は問題ないと思われる。しかし、10年後を考えると法人の構成員の高齢化が懸念される。構成員の世代交代が課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の法人、個人に集約化している。今後、上乙女地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	米・麦・大豆	24.4 ha	米・麦・大豆	24.4 ha	
認農	B	米・麦・大豆	8.3 ha	米・麦・大豆	8.3 ha	
認農	C	米・麦・大豆	4.9 ha	米・麦・大豆	4.9 ha	
認農	D	米・麦・大豆	4.4 ha	米・麦・大豆	4.4 ha	
認農	E	米・麦・大豆	0.2 ha	米・麦・大豆	1.0 ha	
認農	F	米・麦・大豆	1.1 ha	米・麦・大豆	1.5 ha	
	G・H		ha	こねぎ	1.2 ha	認就予定
認農	I	米・麦	2.5 ha	米・麦	1.5 ha	
認農	J	米・麦	3.5 ha	米・麦	5.0 ha	
認農	K	米・麦・大豆・WCS	6.7 ha	米・麦・大豆・WCS	10.0 ha	
認農	L	米・麦	13.0 ha	米・麦	13.0 ha	
認農	M	米・WCS	1.0 ha	米・WCS	1.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	<b>13人</b>		<b>70.0</b> ha		<b>76.2</b> ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け等の意向</b> アンケート結果により、農地の貸付意向は9筆把握出来ている。今後は、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行う。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。</p>
<p><b>基盤整備への取組方針</b> 上乙女地区は、水路のパイプライン化や田圃の区画拡大の基盤整備の取組を検討する。</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b> 米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、水田を畑地化して新たな園芸作目の導入も検討していく。</p>

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	上乙女嶋田801	3,414		
2	上乙女松竹515	3,029		
3	上乙女松竹519	3,016		
4	上乙女小塩田1193	1,886		
5	上乙女城ノ本391	1,044		
6	上乙女城ノ本393	804		
7	上乙女城ノ本394	2,101		
8	上乙女城ノ本460	3,052		
9	上乙女城ノ本470	250		
10				
	計	18,596		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。